

○佐賀市手数料条例施行規則

平成17年10月1日

規則第68号

(減免)

第2条 条例第6条第3号の規則で定める法令とは、別表のとおりとする。

2 条例第6条第5号の規定による手数料の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害により住宅を滅失し、又は破損した者がその災害発生の日から6月以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合 全額免除

(2) 法令に基づく行政庁の処分により建築する場合 2分の1減額

(3) 前2号に規定する場合のほか、特別の事由により市長が手数料を減額し、又は免除する必要があると認める場合 2分の1減額

3 前項の規定により減免を受けようとする者は、条例第6条第5号に規定する事務の申請の際に、同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を提出しなければならない。

4 条例第6条第6号の規定による手数料の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 戸籍手数料令を廃止する政令(平成11年政令第357号)の施行の日前において、戸籍に関する先例により無料としていたものに相当するとき 免除

(2) 前号により手数料が免除される戸籍と同一の目的に使用するため、これに代えて条例別表に掲げる住民基本台帳法に基づく事務のうち住民票の写し又は住民票に記載した事項の証明書の交付が申請されたとき 免除

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の必要があると認めるとき 免除
又は必要と認める額の減額

(平19規則39・平20規則16・平24規則37・平27規則13・一部改正)